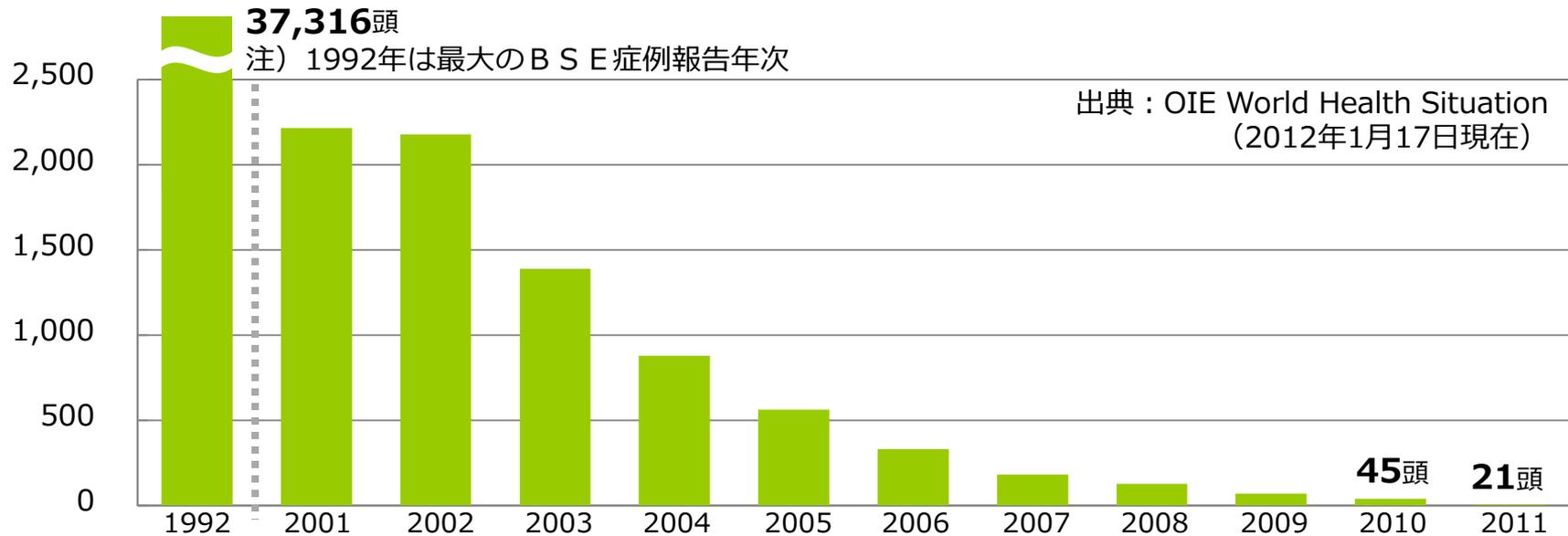


世界のBSE発生件数の推移

頭数



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	21	190,614
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	16	5,940
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(1)	(1018)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	4	184,615
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	20 ^(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

単位：頭

■ OIE(国際獣疫事務局)におけるBSEステータスの分類と貿易条件

ステータス	貿易条件
<p>無視できるリスクの国 (注1)</p> <p>オーストラリア、ニュージーランド、デンマーク等15ヶ国</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② 飼料規制が施行された日以降に出生した牛由来であること</p>
<p>管理されたリスクの国</p> <p>日本(注2)、米国、カナダ、フランス、オランダ等32ヶ国</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② ピッシング等が行われていないこと</p> <p>③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること</p> <p>SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、30ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱</p>
<p>不明のリスクの国</p>	<p>① とさつ前後検査に合格</p> <p>② ピッシング等が行われていないこと</p> <p>③ 特定危険部位(SRM)が除去されていること</p> <p>SRMの範囲：全月齢の扁桃・回腸遠位部、12ヶ月齢超の脳・眼・せき髄・頭蓋骨・せき柱</p>

(注1) 「無視できるリスクの国」の要件は、最も遅く産まれたBSE牛の生後11年が経過していること等

(注2) 平成25年(2013年)2月、日本は「無視できるリスクの国」の要件を満たす見通し

■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 
食肉検査	20ヶ月齢超 これまで 1200万頭程度実施	—	—	72ヶ月齢超* ※ブルガリア、 ルーマニアについ ては、30ヶ月齢 を超える健康牛の 検査を実施	— (注3)
発生状況 調査 (注1) (高リスク牛 (注2))	24ヶ月齢以上の 死亡牛等 これまで 78万頭程度実施	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部	30ヶ月齢超の 高リスク牛 の一部	48ヶ月齢超の 高リスク牛 ※24ヶ月齢を超 える牛の検査を実 施している国あり	30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部

(注1) B S E の発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) O I E 基準では、B S E スクリーニング検査の実施を求めているない。

■ 各国の特定危険部位(SRM)の範囲

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準  (管理されたリスク国)
頭 部	全月齢の 頭部 舌・頬肉を除き、 扁桃を含む	30ヶ月齢超の 頭蓋 (注)	30ヶ月齢超の 頭蓋	12ヶ月齢超の 頭蓋	30ヶ月齢超の 頭蓋
扁 桃		全月齢	30ヶ月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	12ヶ月齢超	30ヶ月齢超
せき柱 背根神経節を含む	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸	全月齢の 回腸遠位部

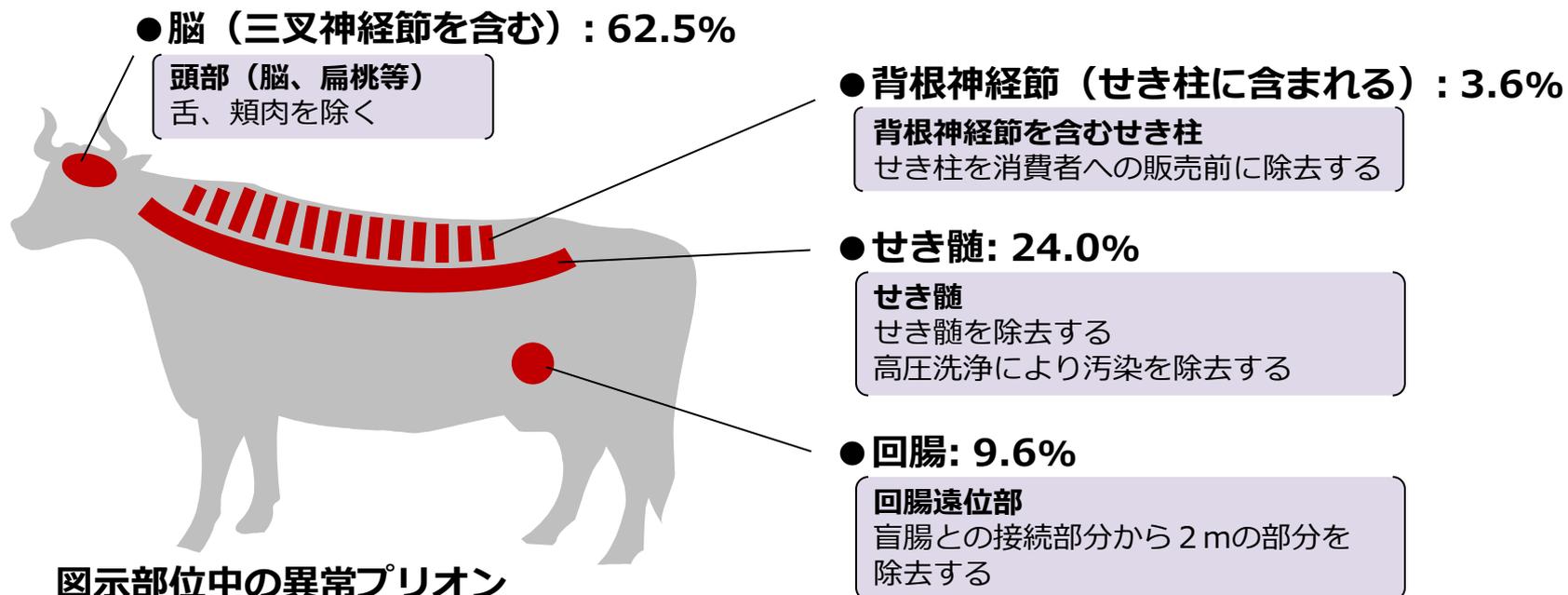
(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

■ 特定危険部位(SRM: Specified Risk Material)

- 異常プリオンたん白質は、脳、せき髄、小腸などに蓄積し、これらの器官は特定危険部位 (SRM) と呼ばれる。
- SRMの除去は、ヒトがvCJDに感染するリスクを低減するために重要な対策
- 我が国では、全月齢の頭部 (舌、頬肉を除く)、せき柱、せき髄、回腸遠位部 (盲腸との接続部分から2m) をSRMに指定

< BSE発症牛のプリオンの体内分布及びSRM部位 >

出典：欧州食品安全機関「牛由来製品の残存BSEリスクに関する定量的評価レポート (2004年)」



図示部位中の異常プリオン
たん白質の分布割合の合計 : 99.7%

[] : 我が国のSRM

飼料規制

- 米国・・・30ヶ月齢以上の牛の脳・せき髄のすべての飼料への利用禁止（2009年）
- カナダ・・・SRMのすべての飼料への利用禁止（2007年）

		給与飼料					
		日本 		米国・カナダ  		EU (オランダ・フランス)  	
		牛	豚・鶏	牛	豚・鶏	牛	豚・鶏
肉 骨 粉	牛	×	×	×	○	×	×
	SRM (注1)	×	×	×	○→×	×	×
	豚	×	○	○	○	×	×
	鶏	×	○	○	○	×	×

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30ヶ月齢以上の牛の脳及びせき髄

(注2) 牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用は、以前は認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。

牛海綿状脳症(BSE)対策の再評価について

- ・ BSE対策については、平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。

○食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問の概要

1 国内措置

(1)検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置 (米国、カナダ、フランス及びオランダ)

(1)月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2)SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合のリスクを評価。

○ SRMの除去及び焼却が確実に実施されるよう、引き続き、農林水産担当部局と連携し、と畜場に対する監視指導を適切に実施していただきたい。

○ 対日輸出条件に違反する輸入牛肉が発見された場合には、引き続き、輸入者等関係事業者に対する指導や厚生労働省に対する連絡をお願いしたい。

○ BSE対策の再評価の必要性、食品安全委員会での審議内容、食品安全委員会の答申に基づくリスク管理措置の見直し等について、広報誌等を活用した消費者、事業者等への適切な情報提供や、リスクコミュニケーションを実施していただきたい。

（参考資料1）我が国の牛肉輸入量の推移について

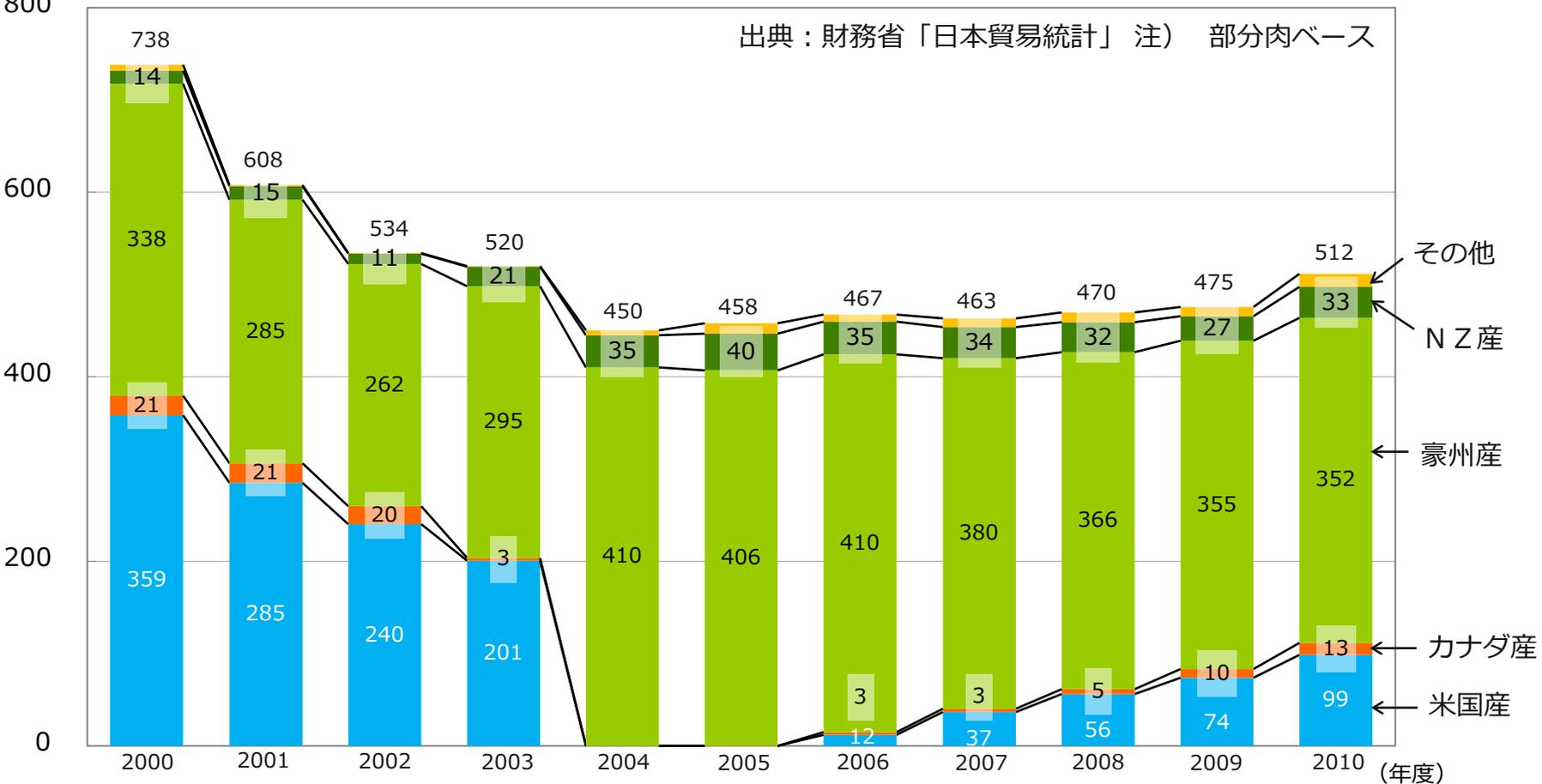
●米国産等の牛肉の輸入制限の結果

オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量が増加

●米国産等の牛肉の輸入再開後

オーストラリア産・ニュージーランド産牛肉の輸入量は減少傾向が見られる。

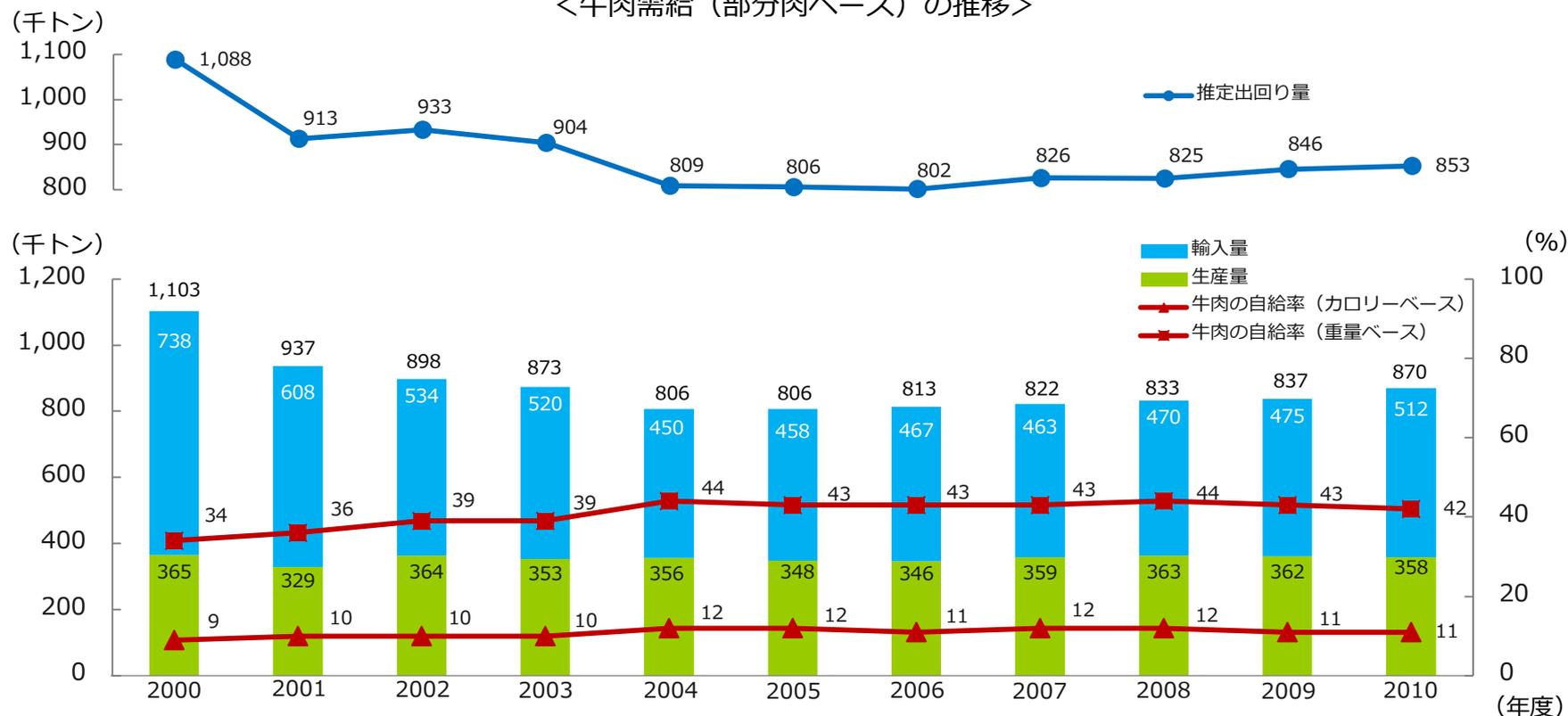
(千トン)



（参考資料2）牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量（推定出回り量）は、我が国や米国でのBSEの発生後大幅に低下して推移し、特に輸入量が減少
- 国内生産量は35万トン前後で推移
- この結果、牛肉の自給率（重量ベース）は、40%をやや上回る水準で推移

＜牛肉需給（部分肉ベース）の推移＞



出典：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」、財務省「日本貿易統計」、（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
 注）推定出回り量＝生産量＋輸入量＋前年度在庫量－当年度在庫量

■（参考資料3）食品安全規制に係る国際条約及び国内法

●食品の安全規制は、国際条約及び国内法において最新の科学的知見に基づくこと等が求められている。

1. 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

第2条 基本的な権利及び義務

- 2 **加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第5条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。**

第3条 措置の調和

- 1 **加盟国は、衛生植物検疫措置をできるだけ広い範囲にわたり調和させるため、この協定、特に3の規定に別段の定めがある場合を除くほか、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置を当該国際的な基準、指針又は勧告に基づいてとる。**

2. 食品安全基本法第5条

食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（参考資料4）原発事故後の諸外国の輸入制限

- 原発事故後、中国、E Uをはじめ諸外国は日本からの食品の輸入を制限している。
- こうした国に科学的知見に基づく対応を求めていく上でも、B S E対策について最新の科学的知見に基づく再評価を行うことは必要

	輸入停止	検査証明書を要求	産地証明書を要求	その他
中国 	10都県 ^(注1) の 全ての食品、飼料	10都県以外の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等	10都県以外の 野菜及びその製品 乳及び乳製品等 その他の食品、飼料	● 水産物については、産地・輸送 経路を記した検疫許可申請を要求
E U 	—	12都県 ^(注2) の 全ての食品	12都県の 全ての食品	● 輸入国でのサンプル検査

(注1) 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉

(注2) 福島、群馬、栃木、茨城、宮城、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡

出典：農林水産省「諸外国・地域の規制措置（12月1日現在）」

その他の国を含めた輸入制限の状況

- 日本のすべての又は一部の食品につき輸入停止／他の食品につき証明書を要求：9ヶ国（中国、韓国等）
- 日本のすべての食品につき証明書を要求：43ヶ国（E U、インドネシア、タイ、マレーシア、ブラジル等）
- 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求：9ヶ国（米国、シンガポール、香港、マカオ、台湾等）
- 検査強化：8ヶ国（インド、ネパール、パキスタン、ミャンマー、オーストラリア、ニュージーランド等）